

令和8年度

新婚生活を応援します！

【香取市結婚新生活支援事業】



事業概要

香取市で結婚を機に新たな生活を始める皆様へ、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用（新居の購入、家賃、リフォーム費用、引越費用等）の支援を行います。

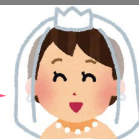


どのような世帯が対象なの？

主に次の要件をすべて満たす世帯が対象となります。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻した新婚世帯
 - ② 昨年中におけるご夫婦の合計所得が500万円未満であること※1
 - ③ 年齢が婚姻日においてご夫婦ともに39歳以下であること
 - ④ 申請時点で香取市にお住まいで、引き続き2年以上居住できること※2
 - ⑤ 過去に本補助金及び同種の補助金の交付を受けていないこと※3
 - ⑥ 市税に滞納がないこと
 - ⑦ 市が指定するライフデザイン等の動画視聴又は医療機関等への妊娠出産に関する受診・相談のいずれかを行うこと※4
 - ⑧ その他、対象費用によって求められる各種要件を満たす世帯※5
- ※1 所得とは課税証明書等に記載がある総所得金額のことを指します。
※2 外国籍の方は申請時点で2年以上の在留資格が必要です。
※3 「子育てエコホーム支援事業」等国の補助金を受けた場合は対象外となります。
※4 市指定の動画は、香取市ホームページ（裏面QRコード）よりご確認ください。
※5 対象経費によって必要書類や要件が異なりますので、事前に窓口にてご相談ください。

いくら補助を受けられるの？



夫婦ともに29歳以下の世帯の場合、最大60万円です。それ以外の39歳以下世帯は、最大30万円です。

補助対象費用

婚姻を機に発生する以下の経費のうち、**令和8年4月1日から令和9年3月31日までに支払ったもの**が対象です。

①住宅購入費	・新築住宅の工事費や購入費、中古住の購入費用 ・建物購入費に係るローン返済費用 (結婚前に購入したものは、婚姻日前1年以内のものに限り対象となります。)
②賃貸借費用	・家賃、敷金、礼金、共益費、仲介手数料 (駐車場代は対象外です。また、勤務先の家賃補助相当額は控除した額が対象となります。)
③リフォーム費用	・住宅機能の維持や向上のための修繕、増築、改築等 (エアコン等の家電購入や家具等の備品のほか車庫、倉庫など住宅以外の建物、外構等は対象外です。)
④引越し費用	・引っ越しに要した運送業者へ支払う費用 (自ら搬入した場合のレンタカー代や友人に頼む等してかかった費用、不用品処分費用は対象外です。)

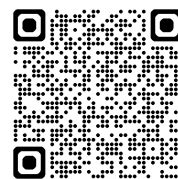
申請期限や申請方法について

申請期限 令和9年3月31日 ※予算がなくなり次第終了します。

- ・補助対象費用によって必要書類が異なります。**必ず事前に窓口でご相談**をお願いします。
- ・申請用紙や詳細は市ホームページをご覧ください。

【申請・お問い合わせ先】

香取市役所 子育て支援課 子育て推進班
0478 (50) 1257



市ホームページ